

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

【改定計画】

表紙のデザイン



令和7年（2025年）3月 八尾市

4. 処理実績

(1)ごみの総処理量

令和元年度（2019年度）は、73,738 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.4%減少しています。1 人 1 日あたりの処理量は、72.5 g 減少しています。

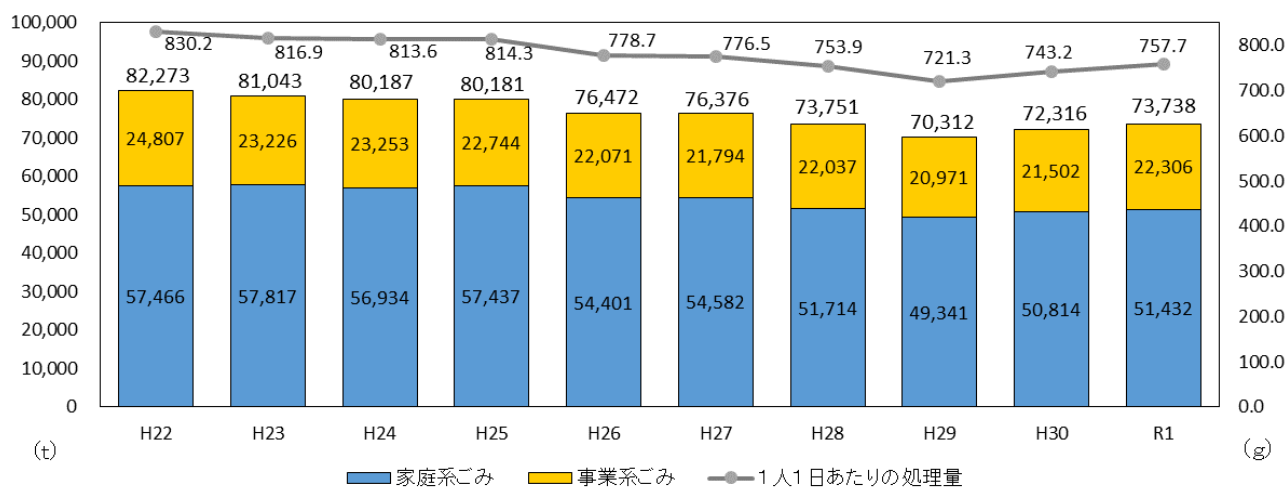


図2-3 ごみの総処理量 (H22～R1)

R2～R5の実績に係る記述と

グラフを追記予定

図2-4 ごみの総処理量 (R2～R5)

(2) 家庭系ごみの処理量

令和元年度（2019年度）は、51,432 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.5%減少しています。1 人 1 日あたりの処理量は、51.4 g 減少しています。

この減少は、平成 25 年（2013 年）10 月からの粗大ごみの有料化、平成 28 年（2016 年）10 月からの、新しい指定袋制度の実施によるものと考えられます。

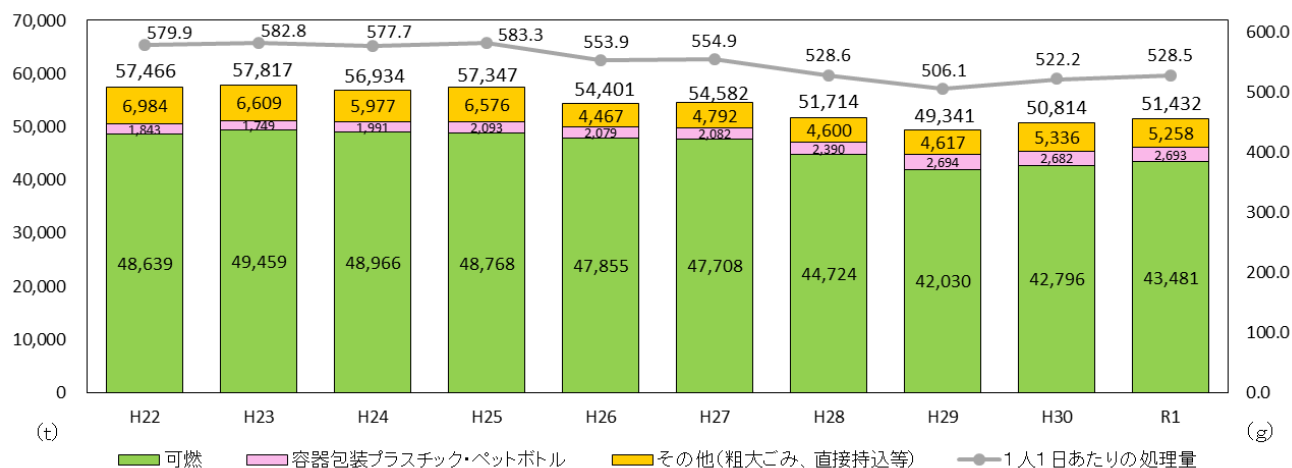


図 2-5 家庭系ごみの処理量 (H22~R1)

R2～R5 の実績に係る記述と

グラフを追記予定

図 2-6 家庭系ごみの処理量 (R2～R5)

(3) 事業系ごみの処理量

令和元年度（2019 年度）は、22,306 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）年度と比較して、10.1%減少しています。1 人 1 日あたりの処理量は、21.1 g 減少しています。

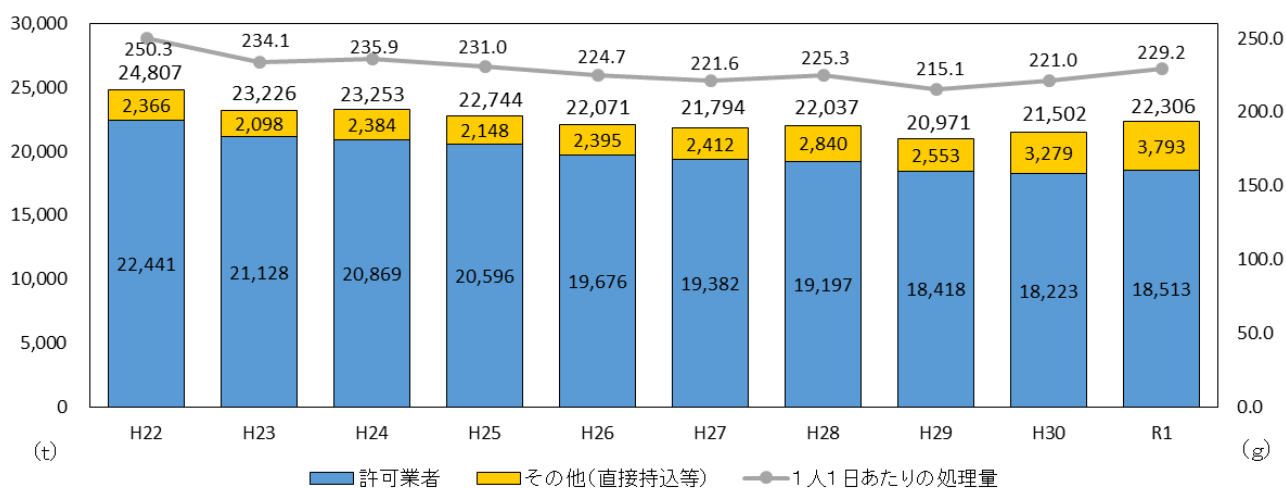


図2-7 事業系ごみの処理量 (H22~R1)

R2～R5の実績に係る記述と
グラフを追記予定

図2-8 事業系ごみの処理量 (R2～R5)

(4) 焼却処理量

令和元年度（2019 年度）は、69,025 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.1%減少しています。

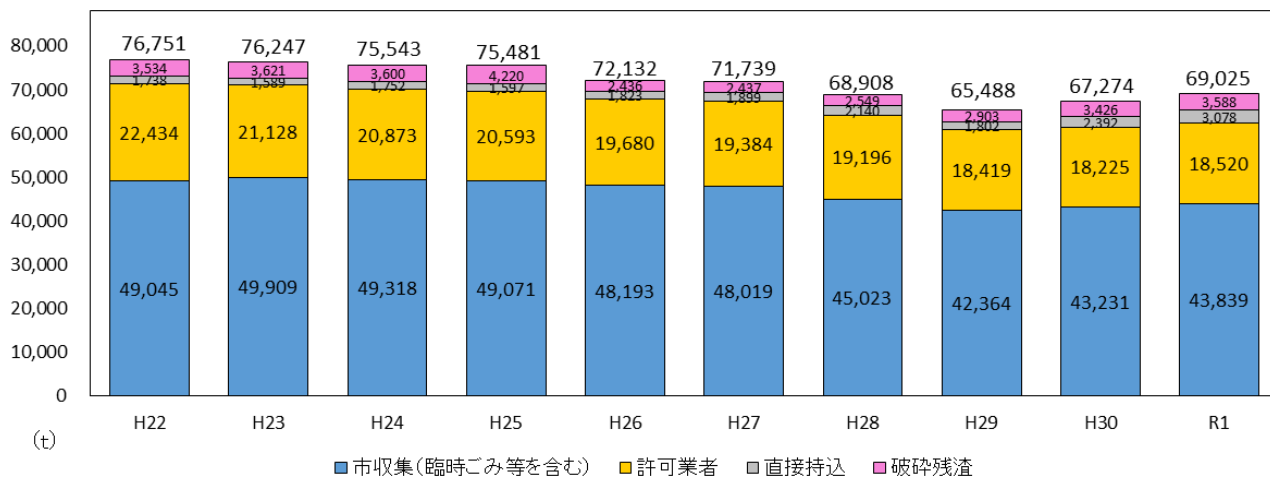


図2-9 焼却処理量

R2～R5の実績に係る記述と

グラフを追記予定

図2-10 焼却処理量

(5)リサイクル量

令和元年度（2019 年度）は、11,135 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、27.1%減少しています。集団回収における古紙回収量の減少が主な要因と考えられます。

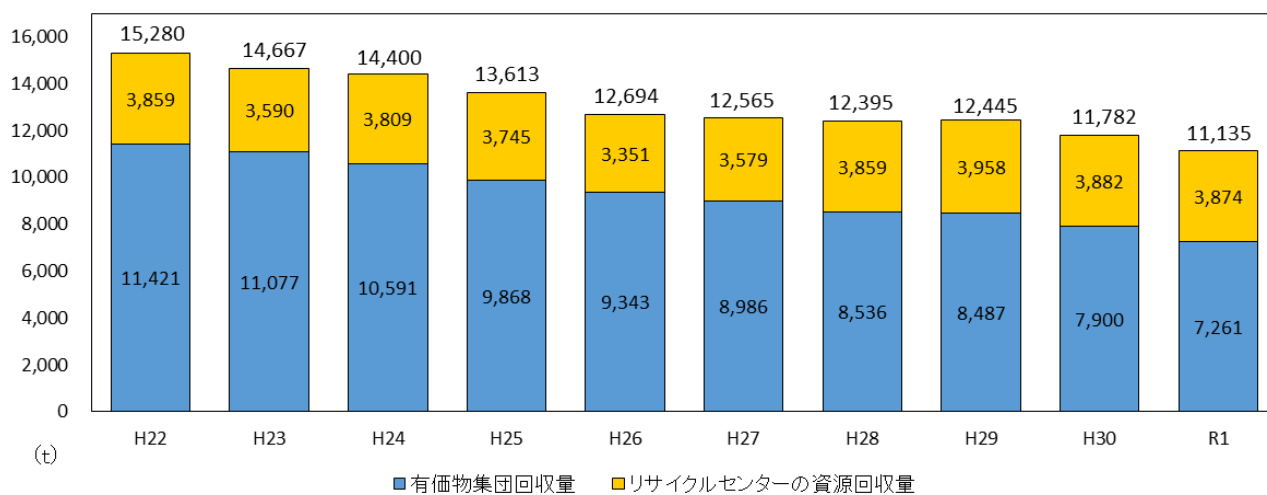


図2-11 リサイクル量

R2～R5の実績に係る記述と

グラフを追記予定

図2-12 リサイクル量

5. ごみの組成

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの5年間の可燃（燃やす）ごみの組成の推移は表 2-3 のとおりです。

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの5年間の傾向としては、紙類と厨芥類が各々35%前後、あわせて 70%程度を占めており、そのうち、紙類、食品ロス等リサイクルが可能なものがそれぞれの 20%程度を占めています。令和元年度（2019 年度）の組成割合をみると、全体の約半数は、リサイクル可能物、食品ロスで占めています。

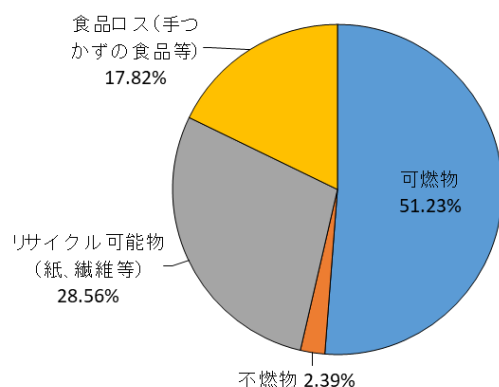


図 2-13 可燃（燃やす）ごみの組成 (R1)

		組成割合（湿重量比）（%）				
		平成27年度 （%）	平成28年度 （%）	平成29年度 （%）	平成30年度 （%）	令和元年度 （%）
可 燃 類	紙類	27.05	35.37	32.35	35.34	31.69
	（そのうち、リサイクル可能物）	14.55	17.93	16.02	19.38	15.34
	繊維類	9.57	4.62	5.48	8.01	9.26
	（そのうち、リサイクル可能物）	6.76	1.21	1.83	3.20	4.95
	木・竹・わら類	4.03	2.31	2.46	2.32	2.11
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	16.15	13.92	13.89	13.86	14.27
	（そのうち、リサイクル可能物）	7.88	8.32	10.00	8.66	7.98
	厨芥類	32.08	39.28	38.80	35.32	37.69
	（そのうち、食品ロス）			18.24	17.17	17.82
	その他可燃物	1.19	1.12	2.40	0.80	2.30
不 燃 類	鉄	0.32	0.14	0.26	0.18	0.14
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.27	0.14	0.26	0.16	0.14
	アルミ	0.24	0.12	0.21	0.09	0.10
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.18	0.02	0.08	0.00	0.00
	その他不燃物	7.34	0.45	1.74	2.69	1.12
	アルミを除く金属類	0.36	0.95	1.89	1.06	1.04
	貝類	1.27	1.38	0.00	0.00	0.00
	陶器・石類	0.08	0.10	0.00	0.00	0.07
	乾電池	0.03	0.02	0.04	0.06	0.06
	ガラス	0.29	0.22	0.48	0.27	0.15
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.24	0.21	0.26	0.22	0.15
合 計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
可燃（燃やす）ごみ 年間収集量（t）		47,708	44,724	42,030	42,796	43,481

表 2-3 可燃（燃やす）ごみの組成分析調査結果（H27～R1）

R2～R5の実績に係る記述と

グラフ・表を追記予定

表2-4 可燃（燃やす）ごみの組成分析調査結果（R2～R5）

●品目ごとの推計量

R5の組成分析結果を追記予定

※ 推計量は、令和5年度（2023年度）可燃（燃やす）ごみ収集量から算出

表2-5 品目ごとの推計量（上段：R元年度・下段R5年度）

●可燃（燃やす）ごみに含まれていたリサイクル可能物・食品ロス



リサイクル可能な紙類
（チラシ類）



リサイクル可能なビニール等
（未使用のポリ袋）



食品ロス
（手つかずの食品）

6. 処理経費

ごみ処理に係る経費は以下のとおりです。

処理経費に関しては、焼却処理、選別・破碎・圧縮等の中間処理、埋立処分あわせて、15 億円前後で推移してきました。焼却処理については、平成 26 年度（2014 年度）まで大阪市が運営していた焼却工場で処理を行っていたため、焼却量に応じた委託料を大阪市に支払ってきましたが、平成 26 年（2014 年）10 月に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現・大阪広域環境施設組合）」が設立され、平成 27 年（2015 年）4 月から共同処理を行うことになったため、組合運営費を焼却量に応じて構成市が分担金を負担する仕組みに変わりました。

また、平成 28 年（2016 年）10 月から新しい指定袋制度を実施し、ごみ量が減ったこともあり、令和元年度は 12 億円前後で推移しています。1 人あたりの年間処理費用は 4,670 円となっており、平成 22 年度の 5,580 円と比較すると、910 円減少しています。ごみの減量が進むほど、処理経費も抑えられる仕組みとなっています。

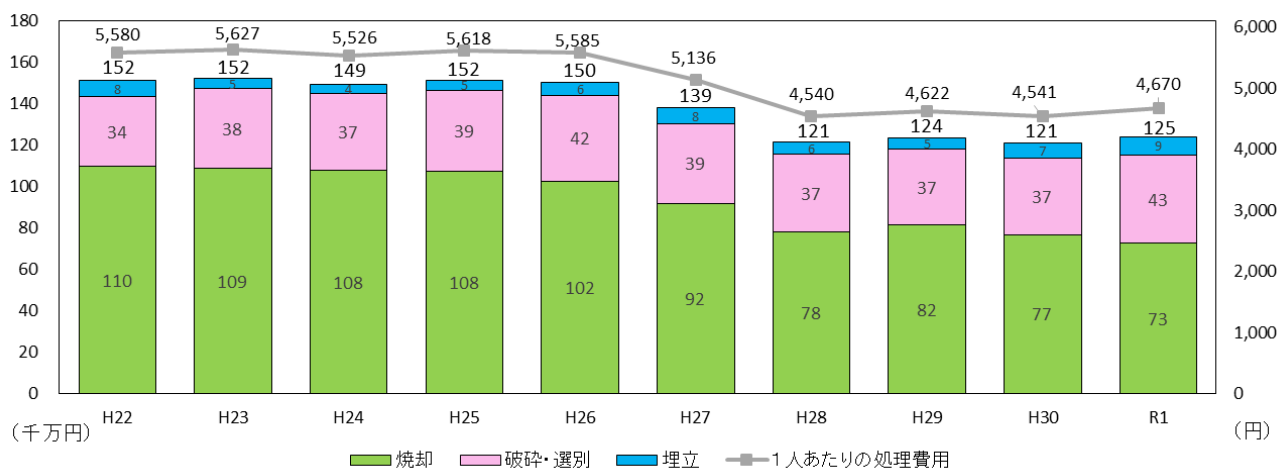


図2-15 処理経費

R2～R5の実績に係る記述と

グラフを追記予定

7. 他自治体との比較

(1) 大阪府内市町村との比較(家庭系ごみ)

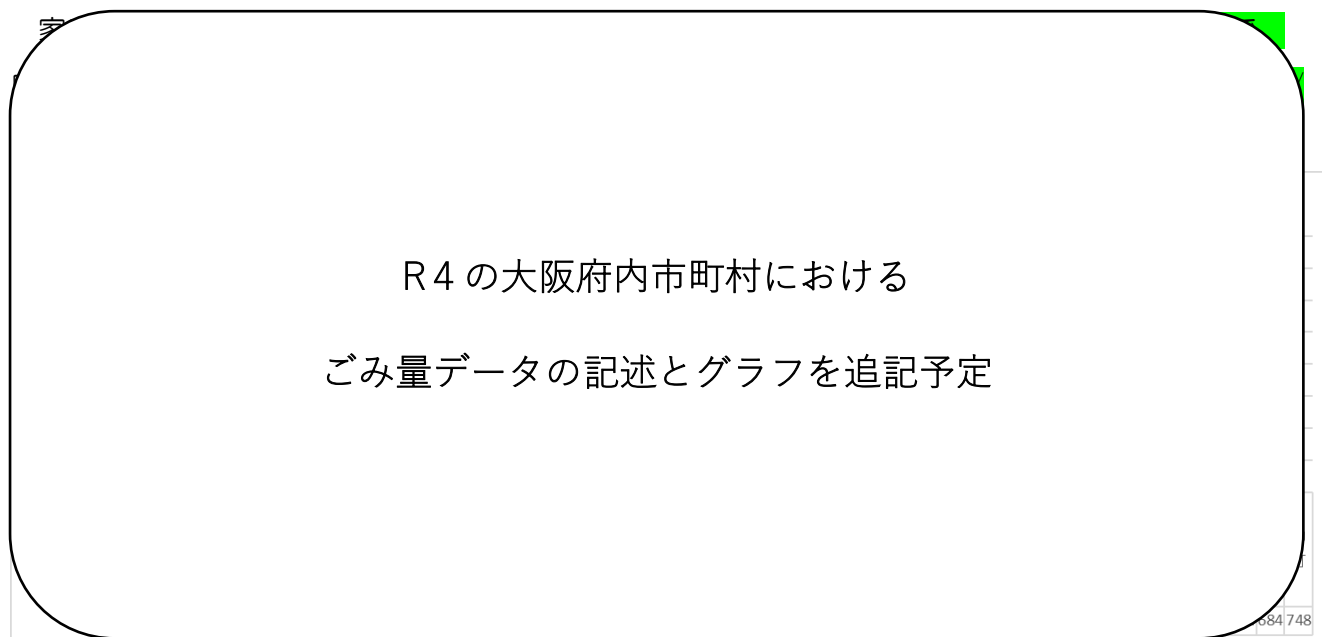


図2-17 大阪府内市町村における家庭系ごみの1人1日あたりのごみ排出量

(令和4年度 一般廃棄物処理実態調査結果より作成)

(2) 大阪府内市町村との比較(事業系ごみ)

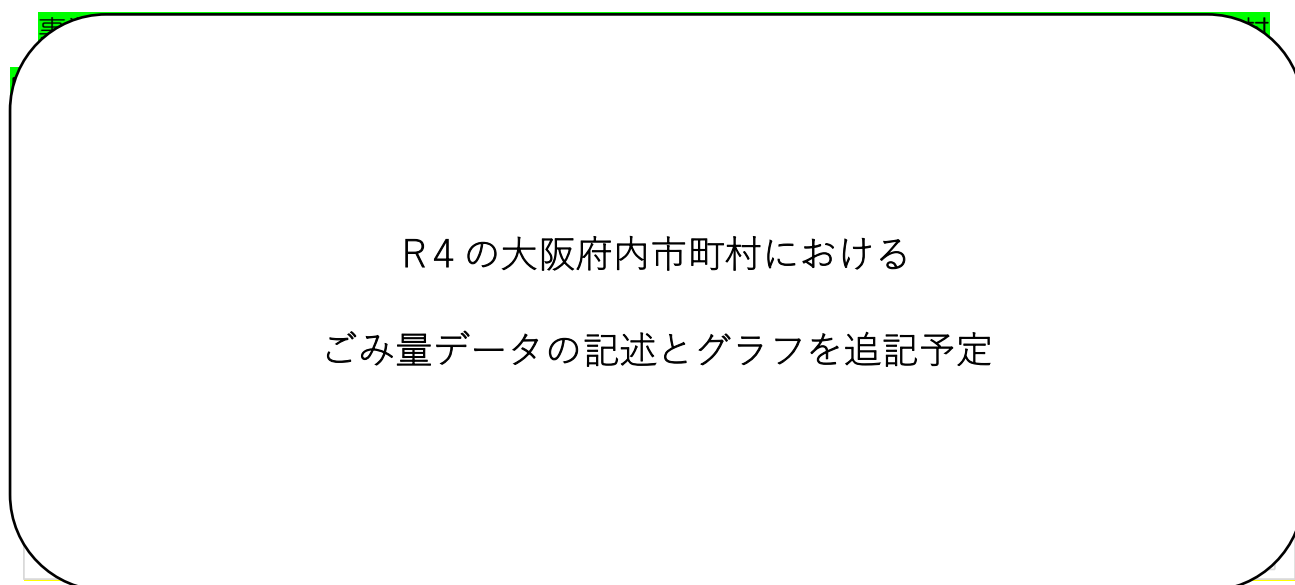


図2-18 大阪府内市町村における事業系ごみの1人1日あたりのごみ排出量

(令和4年度 一般廃棄物処理実態調査結果より作成)

第2節. 目標

1. 目標

本計画の達成状況を計る指標として、以下の数値目標を設定しました。

令和10年度（2028年度）までに

① 資源化されている量を除くごみ処理量 57,000 t

※約13,000 tの削減を目指します。（令和元年度実績：69,864 t）

② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 420 g

※約70 gの削減を目指します。（令和元年度実績：489 g）

【算出方法】

① = 家庭系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量 - リサイクルセンター資源化量

② = (家庭系ごみ排出量 - リサイクルセンター資源化量) ÷ 人口 ÷ 365 (366) 日 × 1,000,000

【目標の考え方】

紙類、プラスチック類、食品ロスについて、国や府が定めている計画の目標や前計画の目標を踏まえ、以下の考え方に基づき、目標を設定しました。家庭系ごみ、事業系ごみを問わず、ごみを出さない意識、正しく分別する意識が定着していけば達成可能な目標です。

- ・紙類、プラスチック類の排出抑制及び使用削減（リデュース）
- ・食品ロスの削減（リデュース）
- ・可燃（燃やす）ごみに含まれるリサイクル可能物の適正排出（リサイクル）

【目標を達成するためのポイント（一例）】

- ・古紙類は可燃（燃やす）ごみではなく、集団回収に出す。
- ・電子書籍の活用等、紙を出さないライフスタイルにする。
- ・プラマークがついたものは容器包装プラスチックの日に出す。
- ・マイボトルを利用し、ペットボトルの使用を控える。
- ・買い物は、賞味期限、消費期限が近いものから買う。
- ・日々の食事は、残さずに全部食べる。

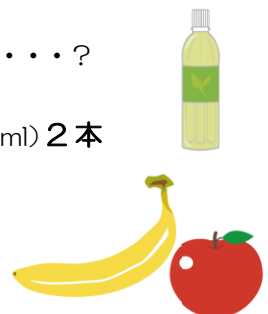
等

70gってどれくらい・・・？

ペットボトル容器（500ml）2本

リンゴ 1／4個

バナナ 1／2本



できることから始めてみましょう。
プラスワン・アクション！

	単位	令和3年度 (2021) 初年度	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 中間目標	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028) 最終目標	【参考】 令和元年度 (2019) 実績
想定人口（人）	人	264,000	262,000	261,000	260,000	258,000	257,000	256,000	254,000	265,908
目標										
資源化されている量を除くごみ処理量	t	67,426	65,896	64,594	63,291	61,560	60,251	58,983	57,000	69,864
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g	482	475	465	458	448	440	431	420	489
家庭系ごみ										
合計	t	50,315	49,217	48,277	47,337	46,039	45,097	44,191	42,788	51,432
可燃（燃やす）ごみ	t	42,182	41,126	40,199	39,272	38,015	37,087	36,193	34,831	43,256
容器包装プラスチック	t	2,143	2,155	2,175	2,195	2,208	2,228	2,248	2,260	2,129
ペットボトル	t	551	538	526	514	501	489	477	464	564
資源物	t	1,853	1,839	1,832	1,825	1,811	1,803	1,796	1,782	1,866
雑雑ごみ	t	999	991	987	984	976	972	969	961	1,006
埋立ごみ	t	404	401	399	398	395	393	392	389	407
簡易ガスボンベ・スプレー缶	t	61	60	60	60	59	59	59	58	61
粗大ごみ	t	786	780	777	774	768	765	762	757	792
臨時ごみ・不法投棄	t	627	623	620	618	613	611	608	604	637
直接持込	t	709	704	702	697	693	690	687	682	714
事業系ごみ										
合計	t	20,965	20,518	20,155	19,793	19,345	18,980	18,617	18,025	22,306
許可業者	t	18,100	17,682	17,332	16,984	16,564	16,215	15,866	15,302	18,513
可燃（燃やす）ごみ（市収集）	t	223	222	221	220	218	217	216	215	225
資源物（市収集）	t	8	8	8	8	8	8	8	8	8
雑雑ごみ（市収集）	t	3	3	3	3	3	3	3	3	3
埋立ごみ（市収集）	t	1	1	1	1	1	1	1	1	1
直接持込	t	2,630	2,602	2,590	2,577	2,551	2,536	2,523	2,496	3,556
リサイクル量										
合計	t	11,107	11,071	11,087	11,106	11,091	11,111	11,115	11,082	11,135
リサイクルセンター資源化量	t	3,854	3,839	3,838	3,839	3,824	3,826	3,825	3,813	3,874
集団回収量	t	7,253	7,232	7,249	7,267	7,267	7,285	7,290	7,269	7,261
燃却量										
大阪広域環境施設組合/八尾工場搬入量	t	66,475	64,952	63,654	62,355	60,630	59,325	58,060	56,084	69,025
中間処理量										
八尾市立リサイクルセンター搬入量	t	7,286	7,249	7,240	7,231	7,196	7,185	7,176	7,141	7,320
最終処分量										
八尾市一般廃棄物最終処分場搬入量	t	951	944	940	936	930	926	923	916	958
大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）搬入量	t	9,307	9,093	8,912	8,730	8,488	8,306	8,128	7,852	9,638

基本理念・基本方針・目標値等は

現状のものを継続する予定

表3-1 品目ごとの数値目標

第4章. 目標達成に向けた施策

第1節. 基本方針Ⅰ パートナーシップの構築

1. 市民・事業者・行政の相互理解と協力体制の整備

ごみの減量・資源化のために、市民・事業者・行政が協働で取り組み、相互理解を深めるとともに、協力体制を整備し、環境にやさしいコミュニティを形成していけるように、ごみ減量推進員制度の充実、市民と行政との情報交流の活性化、事業者と行政との情報交換や情報発信の充実を図ります。

【主な施策】

① ごみ減量推進員制度の充実

- ・ごみ減量推進員を対象とした研修会、施設見学会の実施
- ・地域が抱える課題解決へ向けた体制の整備
- ・ごみ減量推進員に対する意識調査

② 排出事業者への情報発信の充実

- ・多量排出事業者からの事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出及び事業系廃棄物管理責任者等との情報交換
- ・事業系ごみ適正処理・減量ハンドブックの活用
- ・排出事業者への訪問指導

③ ごみに関連する市民・事業者・行政のパートナーシップ組織の充実化

- ・パートナーシップによるごみ減量イベントの企画
- ・パートナーシップによる情報発信
- ・ごみ減量に向けた市民活動の支援

2. ごみ・環境問題に関する情報発信の充実

情報を共有し、相互理解を深めるとともに、市民のごみの減量・資源化の実践行動を支援するため、老若男女問わず、すべての人に分かりやすい情報発信に努めます。

【主な施策】

① 多様な手法による情報発信

- ・従来の市政だより、ホームページに加え、生活応援アプリ「やおっぷ」及びSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、すべての市民に必要な情報をより分かりやすく発信
- ・配慮が必要な人へ向けた情報伝達方法の研究
- ・現状の排出量や目標の達成状況の「見える化」「分かる化」「できる化」

② 対象を明確化した情報発信

- ・転入者等、本市に初めて住む人への情報発信
- ・地域への情報発信

- ・分別排出のルールが守られていない世帯や集合住宅等への排出指導及び啓発
- ・間違って出されたごみに対しての「あきまへん」シール等を活用したごみの取り残しによる啓発
- ・管理会社等との連携による集合住宅等入居者への啓発及び情報発信

③ 継続的で分かりやすい情報発信

- ・収集曜日カレンダーの配布、生活応援アプリ「やおっぷ」等の更新
- ・ごみの分け方・出し方ハンドブックの配布、更新

3. 自治体間の連携・協力による施策の推進

大阪広域環境施設組合八尾工場での可燃（燃やす）ごみの焼却処理、適正処理困難物への対応、災害時や施設故障・改修時の相互応援体制等、自治体間の連携・協力による施策の推進を図ります。

【主な施策】

① 大阪広域環境施設組合との連携強化

- ・大阪広域環境施設組合を構成する自治体との協議と意見交換
- ・大阪広域環境施設組合との連携によるごみ搬入監視体制の強化

② 自治体相互間の連携強化

- ・災害時や施設の故障、改修時の相互応援体制の整備
- ・自治体間での情報交換体制の充実

③ 国・府等関係機関への要望

- ・全国都市清掃会議や大阪府中部ブロック清掃協議会等を通じた制度整備の要望

④ 大阪湾フェニックス計画との連携強化

- ・最終処分場確保に向け、大阪湾フェニックス計画事業継続のための大阪湾広域臨海環境整備センターとの連携強化

4. 全庁的な取組の推進

ごみの減量・資源化を推進する関係部門との情報交換を密にして、ごみの減量・資源化に取り組むとともに、環境に配慮した事務事業を実施するため、職員研修の充実、庁内の推進体制の整備を図ります。

【主な施策】

① 全部局とごみの減量・資源化を推進する関係部門の間の連携強化

- ・市の全部局との情報交換体制の充実

② 職員のごみの減量・資源化に対する意識の向上

- ・職員研修の充実
- ・庁内の計画的な事業の推進

③ 環境に配慮した事務事業の推進

- ・庁内で使用する消耗品等のグリーン購入の推進
- ・環境マネジメントシステムの推進

第2節. 基本方針Ⅱ 持続的に発展可能なシステムへの転換

1. ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及

事業者は設計段階から最終処分まで一定の責任を負う製品づくりだけではなく、不用になった製品の自主回収の充実に努めます。市民はものを大切にするライフスタイルへの転換に努め、事業者・市は協働し、持続的に発展可能な暮らしを目指した社会経済システムの構築を図ります。

【主な施策】

① 拡大生産者責任制度（EPR）の確立

- ・「つくる責任、つかう責任」を果たすため、生産者へ下記の事項を要望
- ・処理困難物の自主回収制度の整備を要望
- ・環境にやさしくリサイクル可能な製品づくりを要望
- ・簡易包装の推進等、ごみの発生抑制・リサイクルの拡大に向けた取組を要望

② リユース機会の提供

- ・学習プラザ「めぐる」等でのフリーマーケット等の情報発信

③ 環境に配慮した製品等の購入促進

- ・エコマーク付き製品や簡易包装製品等の購入促進

2. プラスチックごみ削減の推進

海洋プラスチックごみ問題が世界的に懸念されており、本市においても、「やおプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみの削減に向けた取組を拡大し、なるべくごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。また、今後の国の「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて対応していきます。

【主な施策】

① プラスチックごみ削減の啓発

- ・「容器包装プラスチック」での分別及び排出の徹底
- ・マイボトル、マイバッグ持参運動の展開
- ・新たなリサイクル可能なプラスチックごみの収集及び処理方法の検討
- ・マイボトル普及のための給水機の充実

② 販売店等との連携

- ・簡易包装の実施、代替素材の使用等、プラスチックごみを発生させない販売方法の展開

3. 再生紙等の再生品の利用拡大

グリーンマーク商品やエコマーク商品等の再生品の需要を拡大するため、市は、市民・事業者に対してこれらの商品に関する情報を発信し、購入を呼びかけます。

【主な施策】

- ① 市民・事業者への再生品等に関する情報発信と使用の促進
 - ・ 家庭、事業所等で使用する消耗品等のグリーン購入の推進

第3節. 基本方針Ⅲ 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

1. 排出者責任の定着

市は、事業活動に伴って排出されるごみの処理やリサイクルの責任が、排出事業者にあることを経営者や従業員に定着するよう周知に努めます。

【主な施策】

① 排出事業者向けの啓発活動の実施

- ・事業系ごみ適正処理・減量ハンドブック等の活用
- ・排出事業者への訪問指導

② 少量排出事業者等への対応

③ 社会情勢に応じたごみ減量への取組の実施

- ・法令の整備等による事業所内におけるごみ減量への取組の工夫
- ・事業内容や雇用形態等を問わない事業所全体での取組の推進

2. 排出事業者に対する減量指導の強化

事業系ごみの減量・資源化に向けて、事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出等を通じてごみの自主的な管理を促し、減量指導の強化を図ることで、ごみの減量・資源化を推進します。

【主な施策】

① 事業系一般廃棄物減量計画等報告書による減量指導の運用

- ・事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出と報告書の点検
- ・排出事業者への訪問指導及び減量指導の実施

② 減量指導実施体制の整備

③ 事業系一般廃棄物の分別指導の強化

3. 搬入物検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施

産業廃棄物等搬入不適物の搬入防止のため、許可業者に対して搬入物検査を実施します。搬入物検査において、搬入不適物が見受けられた場合は、許可業者及び排出事業者に内容確認のうえ、適正処理等について啓発・指導を行います。

【主な施策】

- ① 許可業者への搬入物検査の強化
- ② 搬入物結果に基づいた排出事業者への指導の実施
 - ・ 許可業者と連携し、排出事業者への減量及び適正排出の指導

4. 食品廃棄物の資源化の促進

食品廃棄物のリサイクルの推進に向け、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合を図ります。

【主な施策】

- ① 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合
 - ・ 許可基準及び許可条件の見直しの検討

5. 資源化可能物の資源化の促進

古紙類等、事業系一般廃棄物については、まず資源化できる仕組づくりを検討し、できる限り焼却処理は行わない方向性に導きます。

【主な施策】

- ① 古紙類等の資源化可能物について、資源化するよう排出事業者への呼びかけ
 - ・ 資源化可能物における処理方法の情報発信
 - ・ 新たな資源化可能物の処理方法の検討

第4節. 基本方針Ⅳ 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

1. 環境教育・環境学習の推進

市は、市民がごみの減量やリサイクルに積極的に取り組めるよう、環境教育や環境学習の充実を図ります。また、環境教育や環境学習を通じて、子どもから高齢者まで、環境に対する意識の向上を図ります。特に本市の未来を担う子どもに対しては、学校教育における「総合的な学習の時間」等を活用し、学校と地域との連携を図り、体系的な環境教育を推進します。

【主な施策】

① 環境教育の充実

- ・環境出前講座の実施・情報発信
- ・教育委員会との連携

② 環境学習の充実

- ・学習プラザ「めぐる」を拠点とした環境学習の充実
- ・施設見学会の開催等、ごみ処理現場を実際に体感できる機会の提供

2. 生ごみの減量・資源化の推進

生ごみの減量・資源化を図るため、家庭用電動生ごみ処理機等の普及を支援するための購入あっせん制度等を継続するとともに、水切りの浸透、食品ロスの削減のため、情報発信や啓発活動の充実に努めます。

【主な施策】

① 生ごみ堆肥化の推進

- ・家庭用電動生ごみ処理機購入あっせん制度の実施・情報発信

② 生ごみの水切りの浸透

- ・水切り方法の情報発信

3. 資源を有効活用する事業活動、店頭等における資源回収の促進

部品の共有化、長期確保、販売店における修理カウンターの整備等、製品の修理体制の整備を事業者に求め、資源を有効活用した事業者の活動内容について、市民に情報発信を行います。

また、資源回収の促進を図るため、スーパー等へ店頭回収の協力を求めるとともに、店頭回収実施店に関する情報を市民へ発信し、回収への協力を呼びかけます。市は、公共施設等における回収拠点の整備に努めます。

【主な施策】

① 発泡トレイ、紙パック、空き缶等の自主回収を促進

- ・スーパー等の店頭における自主回収の拡大
- ・回収実施店舗の情報発信

② 他の品目の研究及び回収の実施

- ・現在分別回収を行っていないリサイクル可能な品目の回収を検討

③ 公共施設等における回収拠点の整備

- ・ペットボトル、充電式電池等の回収拠点の整備
- ・現在拠点回収を行っていない新たな品目の回収を検討

4. 集団回収等の自主的なリサイクル活動の推進

市は、町会、こども会等が実施している集団回収について、より意欲的な活動を継続できるよう充実したサポートを行います。また、ごみの減量・資源化に関する模範的な活動を行っている個人・団体に対して、表彰や活動紹介を行うなど、市民の自主的な活動に対する支援を行います。

【主な施策】

① 集団回収の充実

- ・奨励金交付制度の継続
- ・看板、紙ひも等の支援物品の提供
- ・回収範囲、回収ルートの整備
- ・未実施地区への実施の支援
- ・積極的な活動を行う団体への支援の検討
- ・転入者等への集団回収等の情報発信

② 自主的なリサイクル活動の推進

- ・ごみの減量に積極的に取り組む市民等への支援

第5節. 基本方針Ⅴ 安全・安心、安定的なごみ処理の推進

1. 資源化の推進と適正処理、効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備

市民・社会ニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図ります。また、高齢化の進展といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減を目指します。さらに、指定袋制度について、市民ニーズを検証し、より充実した制度となるよう整備に努めます。

【主な施策】

- ① 市民ニーズ、国の動向に注視し、新たな資源化可能物について回収ルートの整備を検討
 - ・新たな資源化可能物の収集の検討
- ② 効率的な分別収集体制の整備
 - ・収集ルート、収集車両配置等を必要に応じて見直し、効率的かつ効果的な分別収集体制を整備
- ③ 高齢者等のごみ出し支援事業の推進（ふれあい収集）
 - ・ごみを自ら集積所まで出すことが困難な高齢者・障がい者・妊産婦等を対象に、作業員が個別訪問し収集を実施
- ④ カラス等の鳥獣によるごみの散乱被害対策に関する情報発信
- ⑤ 環境負荷が少なく、かつ分別収集を効率的に行う収集車両の導入
- ⑥ 家庭用指定袋制度の充実
 - ・配付枚数の適正化、配付方法等、市民ニーズに応じた手法の検討
- ⑦ 職員研修の実施

2. 既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と延命化

八尾市立リサイクルセンター、八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底に努め、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、施設における事故防止に努めます。また、市民や事業者へごみの適正排出を周知徹底するとともに、ごみの減量・資源化を推進し、施設の延命化を図ります。

大阪広域環境施設組合八尾工場については、構成市との連携を強化し、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、維持管理の徹底と焼却施設の延命化を求めます。

【主な施策】

- ① 大阪広域環境施設組合八尾工場との連携
 - ・大阪広域環境施設組合構成市との連携強化
 - ・八尾工場地元連絡協議会の開催
- ② 八尾市立リサイクルセンターの維持管理の徹底
- ③ 八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底

④ 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）との連携

3. 将来におけるごみ処理施設の方向性についての調査研究及び安定的な確保

本市の将来におけるごみ処理施設の方向性及び処理困難物について、新たな処理技術を含め、長期的視点に立って調査研究を進めます。

本市の埋立ごみの処分を担っている八尾市一般廃棄物最終処分場については、代替地の確保が困難であることから、埋立ごみの適正排出の周知徹底により、延命化を図ります。

また、将来における最終処分場としての機能を確保するため、大阪湾フェニックス計画事業の継続を検討するとともに、ごみの減量・資源化の推進により、最終処分量の削減を図ります。

【主な施策】

- ① 将来の大阪広域環境施設組合のあり方についての検討
- ② 処理困難物の処理ルートの開発や処理方法についての検討
- ③ 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の事業継続の検討

4. 不法投棄等の防止

市民の関心度が高いごみ問題の一つである不法投棄についての意識啓発に積極的に取り組みます。また、関係機関と連携したパトロールの実施等を実施し、不法投棄されにくい環境の整備に努めます。

【主な施策】

- ① 不法投棄の防止
 - ・ 不法投棄に関する対策の推進
 - ・ 関係機関と連携したパトロールの実施
 - ・ 八尾市廃棄物不法投棄対策連絡調整会議の開催
- ② 資源物等の抜き取り、持ち去り行為への対策の推進
 - ・ 不用品回収業者に対する指導
 - ・ 関係機関と連携したパトロールの実施
- ③ 道路・公園等の美化の推進

5. 災害廃棄物処理対策の充実

地震、台風等の大規模災害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、八尾市災害廃棄物処理計画等の実効性を確保し、災害廃棄物処理対策の充実を図ります。

【主な施策】

① 八尾市災害廃棄物処理計画の実効性の確保

- ・ 災害発生時における関係機関等との連携
- ・ 災害廃棄物の収集方法、仮置場等の事前広報の実施
- ・ 災害廃棄物処理に関する研修の実施

② 八尾市災害廃棄物処理計画の見直しの検討

- ・ 災害廃棄物対策指針等、国・府における諸計画との整合性
- ・ 八尾市地域防災計画との整合

第5章. 食品ロス削減推進計画（案）

新たに第5章として策定予定
内容の確認と審議

第1節. 食品ロスの現状

1. 食品ロスの現状

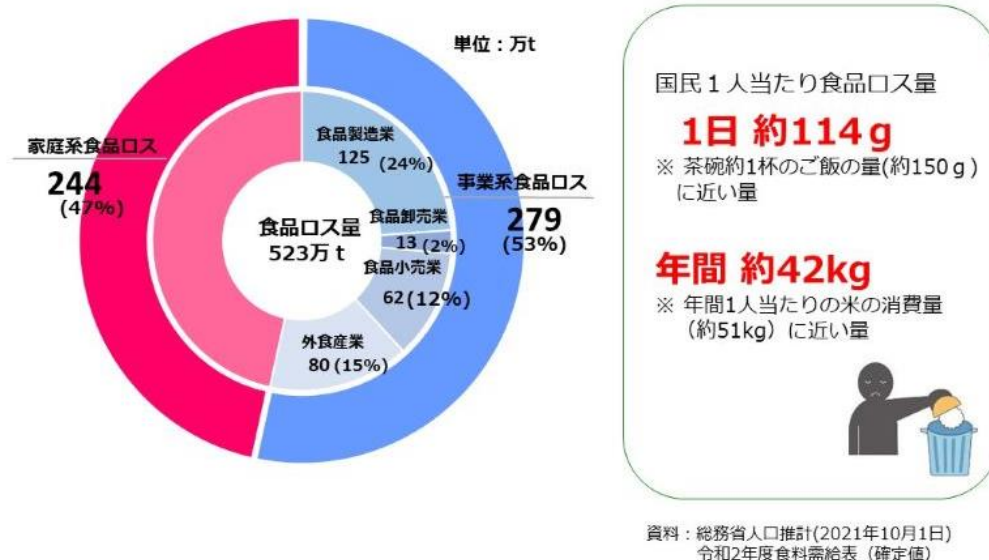
「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことであり、生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

近年、食品ロスに関する国際的な関心が高まっており、2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」では、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、今や食品ロス・食品廃棄物の削減は、社会・経済・環境において非常に重要な世界的問題であり、喫緊の課題となっています。

2. 国・大阪府の現状

令和3年度（2021年度）の国の推計によると、日本の食品ロス量は、523万tと試算されており、内訳は、家庭系食品ロス量（食べ残し・過剰除去・直接廃棄）が244万t（47%）、事業系食品ロス（規格外品・返品・売れ残り・作りすぎ・食べ残し等）が279万t（53%）となっています。

国においても、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年（2019年）5月に食品ロス削減推進法を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」と位置付けており、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和元年（2019年）3月閣議決定）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるとの目標を示しています。



出典：農林水産省ホームページ

図5-1 日本の食品ロス発生量（令和3年度）

大阪府においては、食品ロスの削減の取組を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年（2021年）3月に「大阪府食品ロス削減推進計画」が策定されました。そのなかで、府は事業者、府民、市町村と連携・協働して食品ロスの削減の取組を進めることが示されています。

【大阪府食品ロス削減推進計画の概要】

【基本的な方向】

- ・府民の「もったいない」と「おいしさを追求する」心を大切にし、事業者、消費者、行政が一体となって、「もったいないやん！」食の都大阪でおいしくたべきろう」をスローガンに取組を進める。

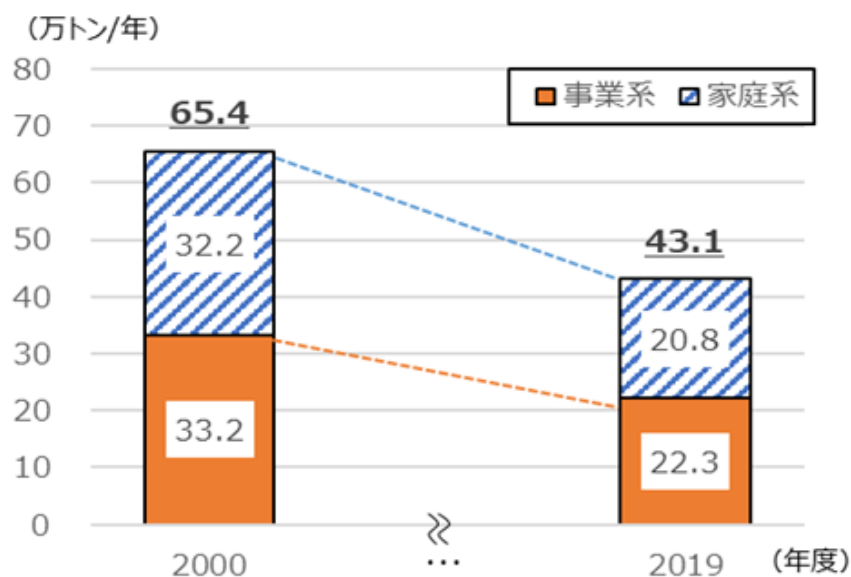
【計画の目標等】

- ・国の「基本方針」を踏まえ、府、市町村、事業者、消費者が連携・協働して取組を行い、2000年度比で2030年度までに食品ロス量の半減を目指す。
- ・食品ロス削減のための複数（2項目以上）の取組を行う府民の割合を90%とする。

【基本的施策】

- ・食品製造業者、食品卸売・小売業者、外食事業者、消費者、行政等によるネットワーク懇談会等の検討の場で各立場からの意見交換により、流通の各段階の施策を具体化する取組を展開するとともに、各業界団体等へ発信することで取組拡大を進め、消費者の行動変容を促す取組を推進する。
- ・ネットワーク懇談会等の場を活用し、消費者と事業者のコミュニケーションを図り、消費者の認知度向上や行動変容を促す。

大阪府域における食品ロス量（推計）



出典：大阪府食品ロス削減推進計画

図5-2 大阪府の商品ロス発生量（推計）

3. 八尾市の食品ロスの現状(家庭系)

八尾市における家庭系の食品ロスの推計量は、家庭系ごみの組成分析調査の結果から、可燃（燃える）ごみの中に含まれる食品ロスの割合に基づき算出しており、令和元年度から令和5年度の5年間の推計量は表5-1のとおりです。

令和元年度から令和3年度までは、可燃（燃える）ごみ量が、新型コロナウイルス感染症の影響により家庭で過ごす時間がふえたことによる外食品のテイクアウトなどの需要の増加や、片付けごみなどにより、増加傾向にありました。しかしながら、令和4年度以降は、新しい生活様式の定着により、可燃（燃える）ごみ量の減少がみられ、食品ロス全体の量も減少傾向にあります。

年度	可燃ごみ量 (t)	生ごみの割合 (%)	食品ロスの割合 (%)	推計量 (t)
R 1	43,481	37.69	17.82	7,748
R 2	43,610	39.01	17.60	7,675
R 3	43,454	34.71	17.23	7,487
R 4	42,225	30.27	14.00	5,912
R 5	40,821	33.13	14.80	6,000

表5-1 令和元年度から令和5年度における可燃（燃える）ごみに含まれる食品ロスの量
（八尾市家庭ごみ組成分析調査結果より）

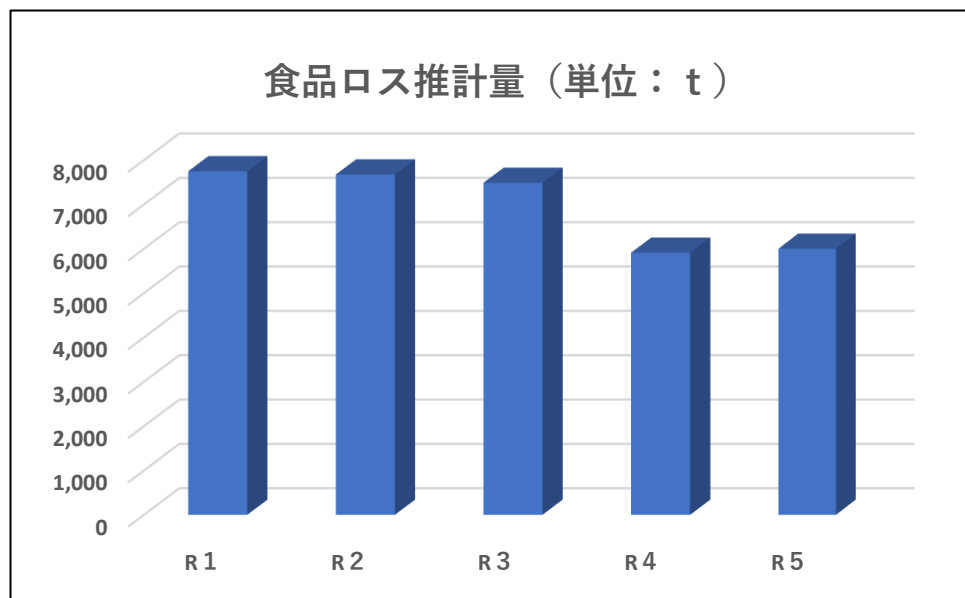


図5-2 令和元年度から令和5年度における可燃（燃える）ごみに含まれる食品ロスの推定量
（八尾市家庭ごみ組成分析調査結果より）

第2節. 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本市では、これまで食品ロスの削減に向けた取組みは、「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下、「基本計画」という。）第4章「目標達成に向けた施策」の第4節、基本方針4「家庭系ごみの減量・資源化施策の推進」において、「食品ロス削減の推進」として位置づけ、様々な周知・啓発等を実施してきました。

令和6年度に中間目標年度を迎える基本計画の見直しにあたり、本市の食品ロスの削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定し、「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）【改定計画】」の一部として新たな章立てとして策定しました。

2. 計画の位置づけ

食品ロス削減推進計画は「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」及び「大阪府食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。

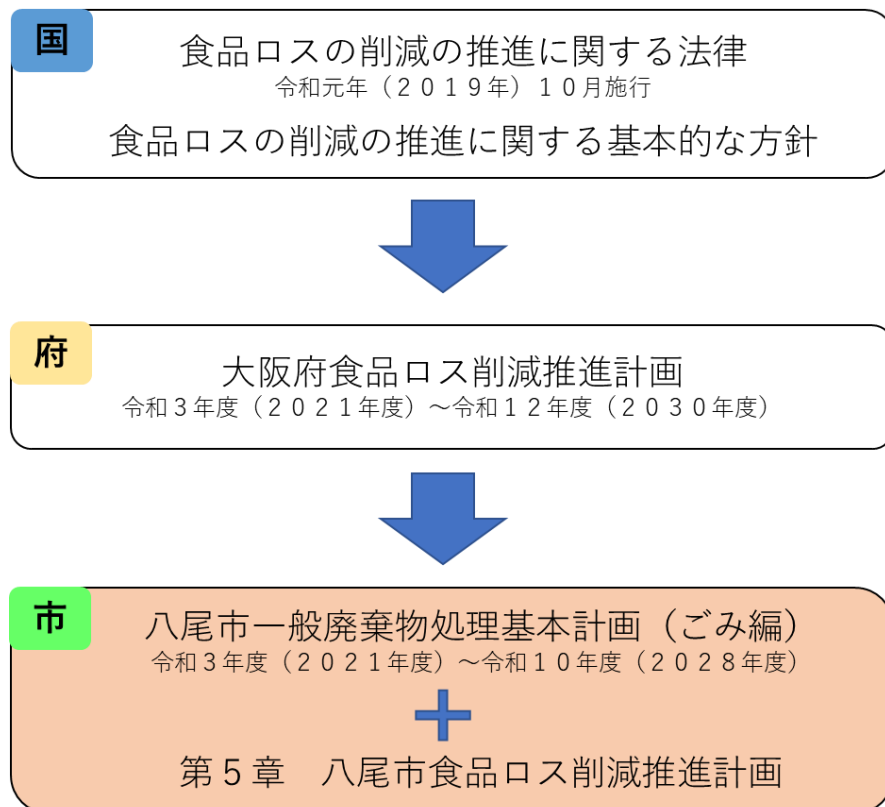


図5-3 食品ロス削減推進計画の位置づけ

第3節. 基本理念・基本方針

1. 基本理念

食品ロス削減の推進は、基本計画の目標達成に向けた施策の1つであるため、食品ロス削減推進計画の基本理念は、基本計画の基本理念である、「未来へつなぐ 循環型都市『やお』 ～ごみ減量ヘラスワン・アクション」と同様とします。

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、次の基本方針を定め、各種施策を実施します。

【基本方針1】食品ロス削減に向けた市民への普及啓発

食べ物を無駄にしないという意識を持ち、食品ロス削減の必要性を再認識することにより、市民一人ひとりが自発的に食品ロスを発生させない行動を起こすことができるよう、継続した普及啓発を実施します。

【基本方針2】食品ロス削減に向けた市民・事業者等と連携した取組の推進

個々での取組みでは解決することが難しい食品ロスを、生産から消費までを全体で捉え、市民、事業者、関係団体等の各主体が積極的に食品ロスの削減に連携して取り組み、相互に情報共有できる体制を整え、食品ロス削減の取組みを推進します。

【基本方針3】食品廃棄物等の資源循環の推進

食品ロス削減の対策を十分に取組んだうえでも生じる食品廃棄物については、有効活用に向けた食品リサイクルによる循環利用を推進します。

第4節. 目標達成に向けた基本施策

1. 市民に向けた食品ロス削減の推進に係る普及啓発

食品ロスの削減を推進するためには、一人ひとりが、食品ロスを極力発生しないライフスタイル、ビジネススタイルを意識して実践することが必要です。そこで、消費者、事業者等に、食品ロスに関する幅広い知識の普及・啓発を行い、食べ物に対する敬意・生産者への感謝の思いを深め、食品ロスについて考える契機を創出し、その削減に向けた実践を促します。

また、特に家庭における食品ロスにおいて、市民が気軽に食品ロスの削減に取り組める内容を提案するなど、一人ひとりの行動を促します。

2. 事業者に向けた食品ロス削減の推進に係る普及啓発

事業者による未利用食品の活用や販売などで発生する食品ロスの削減を推進します。

また、食品流通段階において発生する食品ロスは、小売店独自の取組で解決することが難しいことから、消費者の理解のもと、食品製造業、スーパー等、全体で解決していく必要があるため、市民・事業者・行政が連携した削減の取組みを推進します。

- ・未利用食品を提供する事業者などに大阪府内の事例などが掲載されている「フードバンクガイドライン」などを情報提供し、有効活用の取組みを推進します。（フードバンク事業）
- ・NPO法人や社会福祉団体などへ、家庭で余っている未利用食品を提供する仕組みを調査・研究し、情報提供を行います。（フードドライブ事業）
- ・食品関連事業者を対象に、POPなどの啓発資材を提供することや、スーパーマーケットなどの店頭で啓発物の配布などを行い、事業者と協働で啓発を行います。

3. 食品廃棄物の循環利用の推進

食品ロス削減の取組みや対策を実施した上でも生じる食品廃棄物については、適正な再生利用に向けた食品リサイクルによる循環利用を推進します。

「食品リサイクル法」に基づき、魚あら・揚げかすなどの食品廃棄物のリサイクルや飲食店などでの食べ残しを削減する取組みの推進や、食品廃棄物のリサイクルを行っている事業者の情報提供を適宜行います。

第5節. 各主体の役割

1. 市民の役割

食品ロスの状況と削減の推進に係る必要性について理解を深めるとともに、日常生活のうえで、市民一人ひとりが排出している食品ロスについて、適切に理解・把握する意識を持つようにします。その上で、食品ロスを削減するために一人ひとりができることを考え、行動に移します。

また、食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援します。

【具体的な取組内容】

- 食品ロスの現状を理解し、削減の必要性についての理解と、食品ロスに関する情報収集や市等が実施する施策への積極的な参加
- 家庭をはじめとする日常生活の場における、食材・食事の量の見直しや調理の工夫等、食品ロス削減に向けた自主的な取組み
- 食品の製造や流通の仕組みの理解と、陳列棚の商品の手前どりや、少量メニューの選択など、事業者の食品ロス削減の取組みへの協力
- 家庭で余っている食品のフードドライブへの参加等による有効活用

2. 事業者の役割

- 食品ロス問題や削減の必要性についての理解を深め、自らの事業活動から発生する食品ロスの量を把握するとともに、積極的に食品ロスを削減し、社員等への啓発の実施。
- 過剰生産の防止、適正受発注、商習慣の見直し、売りきり・食べきり、販売過程等、自らの業態に応じた食品ロス削減に向けた取組みの推進。
- 消費者に対し、自らの取組みに関する積極的な情報提供や啓発により、消費者の行動促進と食品ロス削減に向けた意識の醸成。
- 市民や行政の食品ロス削減の取組みに係る施策・啓発事業等への積極的な協力。
- やむを得ず発生してしまう食品ロス等の堆肥化や飼料化等による再生利用活用の推進。
- 期限の迫った食品の値引きやフードシェアリングの活用などによる売り切りの工夫。
- フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供。
- 災害時用備蓄食料のフードバンクへの提供などによる食品の有効活用。

3. 行政（八尾市）の役割

- 「3きり運動」の推進と、賞味期限・消費期限に関する正しい知識の啓発等、手つかず食品の廃棄を削減するための取組の推進。
- 市内における食品ロスの排出状況を定期的に把握するためごみ組成調査を実施し、排出量の削減の推進に求められる役割を実践する市民や事業者が増えるよう、率先した食品ロス削減に向けた取り組みの推進。
- 市民、事業者、各種団体などあらゆる主体に対する食品ロスに関する啓発等の実施と、各主体が行う取り組みなどについて、積極的に情報収集、情報提供の実施。
- 生産や製造、流通、販売に至る個々の工程で解決することが難しい食品ロスの課題に対する、市民、事業者、関係団体等の多様な主体と連携した取組みの推進。
- 食品廃棄物の有効活用に向けた食品リサイクルによる循環利用の推進のため、フードドライブを実施する、市民・関連団体・事業者と連携しながら未利用食品の有効活用を推進。
- 食品ロス削減に向けた取組の検討や進捗状況の確認等を行うため、八尾市廃棄物減量等推進審議会の定期的な開催。

第6節. 計画の効果的な推進と進捗管理

1. 推進体制の整備

- 食品ロス削減には、食品を取り扱う様々な事業者、市民、行政の3者が協働して情報共有するネットワークを構築し、取組を推進する必要があるため、市は情報共有ネットワークの構築の架け橋となる取組を推進します。
- 食品ロスの削減については、「循環型社会形成推進基本法」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「食育推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等多岐にわたる関連施策に位置付けられていることから、市は食品ロス削減推進計画を推進するため各種情報収集や、本庁内外の関連機関との連携に努めます。
- 八尾市廃棄物減量等推進審議会を定期的に関催し、食品ロスの現状等を検証しながら、消費者、事業者、関係団体、行政等が一丸となって、食品ロス等の削減に取り組む機運の醸成を図り、全市的な食品ロス等削減運動を展開します。

2. 計画の進捗管理

- 計画を着実に推進するために、PDCA サイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。
- 食品ロスの排出量や、計画の進捗状況については、市ホームページや市政だより等で広く市民・事業者公表します。



図5-4 進行管理の流れ